浜松市立湖東中学校 令和８年度第３回学校運営協議会

令和８年11月13日(金) 開催　13:30～

司会　星宮

1. 会長あいさつ
2. 校長あいさつ
3. 議長の選出
4. 前回会議録の確認
5. 熟議
   - ① 今年度の学校評価について（高林直洋より）
   - ② 今年度の自己目標の実現に向けた取組について（校長より）
6. 連絡・報告
   - ① 自己評価表について　(12/18までに返送をお願いします)
   - ② 「浜松市立中学校における『学校に着ていく服』の考え方」について
   - ③ 地域ふれあい講座･職場体験について(村上学校支援コーディネーター)
   - ④ さくら連絡網・メール登録のお願い
   - ⑤ 次回開催日時

     第４回　２/８(月) 開催予定　13：30～

令和８年度　第２回　浜松市立湖東中学校運営協議会　会議録（要点記録）

１　開催日時　　令和８年９月３日（木）　13時30分から15時00分まで

２　開催場所　　浜松市立湖東中学校　２階　会議室

３　出席委員　　中村 規子、柴田 美恵子、桔川 増雄、野嶋 清嗣、岡田 竜樹、
池谷 荘一、宇津山 哲夫、成瀬 記言、中村 朋子、山本 あすか

４　欠席委員　　なし

５　学校支援コーディネーター　　村上 久美子

６　学　　校　　榊原 晋（校長）、星宮 ちさと（教頭）、伊藤 康恵（ＣＳディレクター）

７　傍 聴 者　　１人

８　会議録作成者　　ＣＳディレクター　伊藤 康恵

９　議長の選出

議長の選出について、前会議内で野嶋会長に決定していたことから全員異議なくこれを承認した。

10　協議事項

（１）令和８年度 学校運営協議会の自己目標決定

（２）業務量管理・健康確保措置実施計画を踏まえた今後の地域連携について
（榊原校長より）

（３）制服について（星宮教頭より）

11　会議記録

司会の星宮教頭から、委員総数10人のうち10人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

（１）令和８年度 学校運営協議会の自己目標決定

前回の会議を野嶋会長が欠席しており、第１回で挙げられた案を元に、野嶋会長に目標の作成を委ねることを全員で確認していたことから、野嶋会長より、令和８年度 学校運営協議会の自己目標について発表があった。

「地域とのかかわり」・「自己理解」について盛込みたいという意見を踏まえ、地域とのかかわりや体験を通して、子供は自分自身を深く見つめることができ、その結果として郷土への誇りが芽生えるということにつながると考えた。
今年度の目標を「地域との豊かなかかわりを通して、自己を深く見つめ、郷土に誇りをもてる子供の育成」としたい。　　（野嶋会長）

委員に意見を求めたところ、全員異議なくこれを承認した。

（２）業務量管理・健康確保措置実施計画を踏まえた今後の地域連携について

議長の指示により、榊原校長から、業務量管理・健康確保措置実施計画を踏まえた今後の地域連携について、別紙資料・パワーポイントによる説明があり、特に自転車での登下校中の見守り活動について協議の後、委員から、以下の発言があった。

- 地域で見守り隊を配置したから自転車事故が無くなるわけではないと考える。まずは運転技術を学ぶなど、事故の原因そのものを解決するべき。　（桔川委員）
- スピード制限や、事故の恐さを実感できるような研修を行ったり、危険個所への注意喚起の看板設置を浜松市に要望する。　　（野嶋会長）
- 見守りを地域の大人が行うのではなく、学校内で（上級生が望ましい）見守りの組織を作り、生徒同士で規制していく。　　（山本委員）

協議の結果、全員でこれを確認した。

（３）制服について

議長の指示により、星宮教頭から、別紙資料に基づき制服について説明があり、協議が行われた。

来年度以降、現行の制服を基本とする。ただし、個別に配慮が必要な生徒がいる場合は、学校に相談の上、対応を行う。

協議の結果、全員でこれを確認した。

次回の議長について、野嶋会長から池谷委員を推挙する旨の発言があった。

その他報告事項等

○　湖東スポーツ・文化クラブと部活動地域展開について（桔川委員より）

指導者が少なく限られた活動になってしまう点、謝金、送迎など様々な課題が出ていることや、地域だけでは運営に限界があり、地域と先生方との連携・協力が必要である等の報告がなされた。

○　次回開催日時（星宮教頭より）

第３回　令和８年11月13日（金）　13：30～15：00　会議室
第４回　令和９年 ２月　８日（月）　13：30～15：00　会議室

《概要版》浜松市立中学校における『学校に着ていく服』の考え方
～「生徒一人一人の人権と多様性が尊重された安全・安心な学校づくり」を目指して～

1 はじめに

子供には、誰からも差別されず幸福を追求し生きる権利、そして自分の意見を社会に表明し、それを尊重される権利があります。
浜松市教育委員会では、2023年６月に「浜松市立中学校における制服のあり方検討委員会」を立ち上げました。そして、制服について議論するなかで、既存の制服にはルールの強制や多様性を認めないなどの人権課題が存在する、ということが確認されました。
具体的には、暑かったり寒かったりする時に自分の感覚に合わせて服を脱いだり着たりするなど調整がしづらいこと、外国にルーツを持つ生徒がその国や民族に基づくアイデンティティを大切にした服を着て生活しづらいこと、トランスジェンダーの生徒(※)が性自認に基づいた服を着られないこと、肌が弱かったり過敏だったりする生徒が自分が痛くない痒くない素材やデザインの服を着られないことなどです。
自分が着る服を自分自身で選択することは、全ての子供の権利です。子供の成長を支える周りの大人たちは、全ての子供が自分が着る服を自分で選ぶことができるよう支援するとともに、その選択を最大限尊重しなければなりません。
こうした議論を踏まえ、この課題を制服という狭い枠で考えるのではなく、『学校に着ていく服』という新たな定義を設定し、人権を土台として服装の選択肢を広げることとしました。そして、各学校の『学校に着ていく服』の運用方針を生徒自身が考え、それを教職員、保護者、地域、事業者、教育委員会が一体となって支援していくことが大切であるという結論に至り、検討委員会の名称を「『学校に着ていく服』のあり方検討委員会」へと変更しました。
子供自身が人権や多様性を尊重されながら、学校という場での時間や場面に応じた服装について考え議論することは、これから社会に出ていくに子供たちにとって必要な経験であり、主体性を育むことにもつながると考えます。
『学校に着ていく服』を選択することは、子供の権利です。子供に関わる全ての人たちが「『学校に着ていく服』の考え方」を正しく理解し、子供一人一人の主体的な選択を支えることを目指します。

2 『学校に着ていく服』について

(1)用語の定義

「『学校に着ていく服』の考え方」では、以下のように用語を定義します。ただし、法令や公的文書、固有名詞を引用・参照している箇所においては、各引用元の意味合いで使用しています。

①子　供　… 市内に居住、通学、通勤する18歳未満の人
②大　人　… 子供に関わる18歳以上の人
③生　徒　… 市立中学校に在籍する人
④児　童　… 市立小学校に在籍する４年生以上の人
⑤教職員　… 市立小中学校に勤務する人
⑥保護者　… 児童生徒の親、その他親に代わり児童生徒を養育する人
⑦事業者　… 市立中学校の制服を製造・販売する企業・店舗
⑧地　域　… 児童生徒に関わる全ての人・団体(教職員、保護者、事業者を除く)
⑨教育委員会 … 市立小中学校を所管する浜松市教育委員会

(2)『学校に着ていく服』とは

『学校に着ていく服』は、**登下校や教育活動の場において、生徒個人が選択・着用する服装**と定義しました。制服や体操服、校内着といった学校で指定された服装、学校で着用することが望ましいとされる標準服、自由服（私服）などが、『学校に着ていく服』として想定されます。

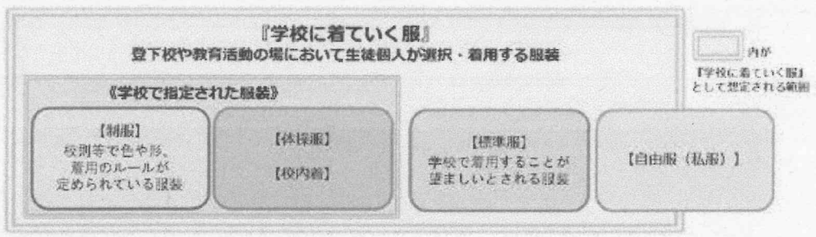

3 『学校に着ていく服』の理念と目指す方向性

※出生時に割り当てられた性別と性自認や生活している性別が違う生徒

理念

全ての生徒が安心できる『学校に着ていく服』の実現

目指す方向性

①『学校に着ていく服』によって、全ての生徒が安心して学校に着ていくことができる服の選択肢を増やします。

②『学校に着ていく服』の各学校における運用方針を生徒主体で検討します。

③『学校に着ていく服』は、生徒個人が選択するものであり、他の人から強制されたり、阻害されたりしません。

④子供の成長を支える大人は、生徒一人一人の『学校に着ていく服』の選択に寄り添い、支援します。

⑤『学校に着ていく服』を通して、自分がかけがえのない個人であること、他の人も大切な個人であることを実感できるようにします。

『学校に来ていく服』の理念と目指す方向性の実現を目指すことが、
「生徒一人一人の人権と多様性が尊重された安全・安心な学校づくり」にもつながると考えています。

4 『学校に着ていく服』の導入の必要性

(1)子供の人権と多様性の尊重

「今日着る服を自分自身で選択する」ということは、全ての子供が持つ権利です。そして、その選択において、全ての子供が多様であることを前提として尊重されなければなりません。
日本国憲法の第13条では、幸福追求権を保障しており、その権利には個人の自由な自己決定が含まれます。また、児童の権利に関する条約やこども基本法などの法令等では、子供の権利擁護や意見を表明する機会の確保等が位置付けられています。
学校で着用する服装においても、憲法や法令等に基づく対応が求められています。

(2)制服に対するニーズへの対応

児童と生徒、その保護者にアンケート調査を行った結果、制服の良い面を感じている人がいる一方で、価格や機能性、多様性など、様々な面で改善を求めていること、そして、生徒や保護者の悩みや不安の中には、制服をやめる・変えるということだけでは解決できないものがあることが分かりました。
こうした制服に対する子供や保護者のニーズを受け止め、真摯に対応していく必要があります。

(3)保護者の経済的な負担軽減

制服一式を新調すると4万円以上かかることもあり、保護者にとって大きな負担となっています。
アンケート調査の「制服の悪い点」を問う項目でも、保護者は「制服の値段が高い」という回答が一番多い状況でした。
制服の価格高騰は全国的な課題であり、文部科学省や公正取引委員会からは、制服の選定や見直しを行う際に保護者の意見を聴取すること、制服の販売価格低減につながる取組を進めることが通知されています。
『学校に着ていく服』の運用方針を考える上では、保護者の経済的な負担軽減が図られるかという視点も重要となります。